

■13 群（標準・知財・法規）-3 編（情報通信関連法規）

1 章 国内法規

■13 群 - 3 編 - 1 章

1-1 国内法規総論

(執筆者：富永昌彦，奥 英之，竹内芳明)

(1) 電波関係法規

明治 30 年に通信省が東京湾上において 1.8 km の無線伝送実験に成功し、我が国において無線通信の実用化の見通しが得られたことを受け、明治 33 年、電信法を無線電信に準用する旨の通信省令が公布された。その後、大正 4 年に無線電信法が施行され、電波利用に関する政府の専掌の原則が確立された。

戦後、新たな憲法の下における行政の民主化の要請の中で、昭和 25 年、電波法及び放送法が施行されて、電波の公平かつ能率的な利用を図るための新しい法制が確立され、現在に至っている。

電波法では、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的として、無線局の免許、無線設備、無線従事者、無線局の運用、無線局の監督などについて必要な事項を定めている。

(2) 有線電気通信関係法規

有線電気通信法では、有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによって、公共の福祉の増進に寄与することを目的として、有線電気通信の設置者、目的及び用途を問わず我が国のすべての有線電気通信設備に適用される有線電気通信に関する基本法である。

有線通信が無線通信と共に、通信手段として社会に多大の便益を与え、社会経済の発展や国民生活の向上に不可欠のものであることから、すべての有線電気通信設備の設置及び使用について必要最小限の規制を行っているものである。

(3) 電気通信事業関係法規

我が国の電気通信事業は、明治（電信は明治 6 年、電話は明治 23 年）以来昭和 20 年代半ば過ぎまで政府が専掌してきたが、昭和 27 年から活発な企業活動が行えるように、国内電気通信事業部門を切り離し、日本電信電話公社が発足し、昭和 28 年には国際電気通信事業部門を民営形態とし、国際電信電話株式会社が設立された。以来、30 年余にわたって両者によって独占的に事業運営が行われてきたが、昭和 60 年 4 月に「電気通信事業法」と「日本電信電話株式会社法」が施行され、我が国の電気通信事業分野に競争原理が導入された。

電気通信事業法では、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的としており、電気通信事業の規律として、通信の秘密の保護、利用の公平、重要通信の確保などについて必要最小限の規制を行っているものである。

(4) 放送関係法規

大正 14 年のラジオ放送に始まり、当初は現在の日本放送協会（NHK）による放送のみであったが、戦後、昭和 25 年に電波法及び放送法が施行され、NHK 及び一般放送事業者（民放）によって放送が行われることとなった。制定当初の放送法では「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信」と定義されており、地上放送や衛星放送がこれにあたる。放送については昭和 26 年に施行された放送法に規定されているほか、放送局の免許については同年施行の電波法に規定された。

有線放送の分野では、有線によるラジオ放送とテレビジョン放送があるが、それぞれ昭和 47 年に「有線テレビジョン放送法」が新たに制定されるとともに、「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」が定められている。

また、通信・放送の融合の進展に対応して、CS デジタル放送と有線テレビジョン放送の設備利用の規制緩和を行うため、電気通信役務を利用してこれら放送を行うことを制度化して可能とするため、平成 13 年に電気通信役務利用放送法が制定された。

このように、通信・放送の法体系は、60 年前の電波法と放送法の制定を出発点として、技術の進展や新たなサービスの出現に対応して、逐次、関係法律が追加・整備された結果、伝送路ごとに放送関連で 4 本、通信事業関連で 2 本の法律で構成される複雑なものとなり、有線・無線などの伝送路の種類ごとまたは放送サービス形態ごとに規律の差異が生じてきた。

こうした背景を踏まえて国会に提出され、平成 23 年に施行された「放送法等の一部を改正する法律」により、通信・放送の法体系が総合的に見直され、放送関連 4 法が放送法に統合された。

(5) IT 社会構築関係法規

政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的に、平成 13 年 1 月に、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成 12 年法律第 144 号）を施行するとともに、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）を設置した。IT 戦略本部は、平成 22 年 5 月には「新たな情報通信技術戦略」を、平成 22 年 6 月には「新たな情報通信技術戦略 工程表」を策定し、新たな国民主権の社会の早期確立に向け、政府内での情報通信技術革命の徹底による国民本位の電子行政の実現、情報通信技術の徹底的な利活用による地域の絆の再生、新市場の創出と国際展開の推進といった重点戦略に絞り込み推進しているところである。

(6) 振興・技術開発関係法規

情報通信の振興を目的とした技術開発などの支援のための法律として、高度通信施設の整備を支援する「電気通信基盤充実臨時措置法」、通信・放送共同事業を支援する「特定通信・放送開発事業実施円滑化法」、公共の電気通信システム開発を支援する「特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律」、通信・放送融合技術の開発を支援する「通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律」、高度テレビジョン放送施設の整備を支援する「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法」、通信・放送における身体障害者の利便性向上を図る「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」が施行されている。

■13 群 - 3 編 - 1 章

1-2 電波関係法規

(執筆者：富永昌彦)

1-2-1 概 説

電波に関する基本となる法令は電波法（昭和 25 年法律第 131 号）であり、無線局の免許、無線設備、無線従事者、無線局の運用、無線局の監督、異議申立て及び訴訟、電波監理審議会、罰則などについて基本的な事項を規定している。

この電波法を施行するために必要な事項を定めるものとして、政令、省令、告示など多くの法令があるが、その主なものは次のとおりである。

電波法施行令（平成 13 年政令第 245 号）

電波法関係手数料令（昭和 33 年政令第 307 号）

電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）

電波の利用状況の調査等に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）

無線局（放送局を除く.）の開設の根本的基準（昭和 25 年電波監理委員会規則第 12 号）

基幹放送局の開設の根本的基準（昭和 25 年電波監理委員会規則第 21 号）

特定無線局の開設の根本的基準（平成 9 年郵政省令第 72 号）

無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）

無線従事者規則（平成 2 年郵政省令第 18 号）

無線局運用規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号）

電波法による伝搬障害の防止に関する規則（昭和 39 年郵政省令第 16 号）

無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）

無線機器型式検定規則（昭和 36 年郵政省令第 40 号）

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）

登録点検事業者規則（平成 9 年郵政省令第 76 号）

測定器等の較正に関する規則（平成 9 年郵政省令第 74 号）

周波数割当計画（平成 12 年郵政省告示第 746 号）

1-2-2 電波法

(1) 総 則

電波法は、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とし（第 1 条）、「電波」を「300 万 MHz 以下の周波数の電磁波」と、「無線設備」を「無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備」と、「無線局」を「無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体（但し、受信のみを目的とするものを含まない）」と、「無線従事者」を「無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたもの」と定義している（第 2 条）。また、電波に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定によることとしている（第 3 条）。

(2) 無線局の免許等

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならないとし、発射する

電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの、空中線電力が1W以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないで運用することができるなどの条件を満たすもの、登録を受けて開設する無線局（登録局）などについては免許を不要としている（第4条）。また、免許を与えない者の条件を定めている（第5条）。

無線局の免許を受けようとする者が総務大臣に提出すべき申請書及び書類について規定するとともに、電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局及び陸上に開設する移動する無線局、基幹放送局（放送であって、周波数割当計画において放送をする無線局に専らまたは優先的に割り当てる周波数として掲げられている周波数の電波を使用するもの（基幹放送）をする無線局）などについては、申請は総務大臣が告示する期間内に行わなければならないとしている（第6条）。

更に、無線局の免許等について、以下の内容を定めている。

総務大臣は、申請書を受け付けたときは、工事設計の技術基準への適合性、周波数の割当て可能性、無線局の開設の根本的基準（省令）への合致性、経理的基礎（基幹放送局の場合）などについて審査し（第7条）、適合していると認めるときは予備免許を与える（第8条）。予備免許を受けた者は、工事が落成したとき、総務大臣に届け出を行い、検査を受けなければならない（第10条）、工事設計に合致しているなどのときは総務大臣は申請者に免許を与える（第12条）。免許の有効期間は、一部のものを除き、5年を超えない範囲内で総務省令で定める（再免許を妨げない。）（第13条）。無線局の免許の基本的な手続は以上のとおりであるが、再免許、適合表示無線設備のみを使用する無線局などの免許については、省令で定める簡易な手続によることができる（第15条）。

総務大臣は、無線局の免許または登録をしたときは、インターネットその他の方法により一定の情報を公表する（第25条）。また、免許の申請などに資するため、割り当てることが可能である周波数の表（周波数割当計画）を作成し、公示する（第26条）。

総務大臣は、電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、電波の利用状況調査を行い、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的な動向などを勘案して、電波の有効利用の程度を評価する（第26条の2）。

通信の相手方である無線局からの電波を受けることによって自動的に選択される周波数の電波のみを発射する移動する無線局のうち適合表示無線設備のみを使用するものを2以上開設しようとする者は、これらを含めて対象とする免許（包括免許）を申請することができる（第27条の2）。

総務大臣は、電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局との無線通信を確保するために、陸上に相当数開設する移動しない無線局（特定基地局）について、開設に関する指針を定めることができ（第27条の12）、特定基地局を開設しようとする者は、総務大臣が公示する期間内に、特定基地局の開設に関する計画（開設計画）を提出して適当である旨の認定を受けることができる（第27条の13）。認定を受けた者が開設計画に従って開設する特定基地局の免許の申請については、第6条の規定が適用されない（第27条の17）。

電波を発射しようとする場合においてその電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他無線設備の規格を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないよう

に運用することができる無線局のうち適合表示無線設備のみを使用するものを総務省令で定める区域内に開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない（第 27 条の 18）。総務大臣は、要件に該当することから登録を拒否する場合を除き、総合無線局管理ファイルに登録しなければならず（第 27 条の 19）、登録の有効期間は、5 年を超えない範囲内で総務省令で定める（再登録を妨げない。）（第 27 条の 21）。

(3) 無線設備

電波の質（第 28 条）、受信設備の条件（第 29 条）、安全施設（第 30 条）、周波数測定装置の備えつけ（第 31 条）、計器及び予備品の備えつけ（第 32 条）、義務船舶局の無線設備の機器（第 33 条）、義務船舶局等の無線設備の条件（第 34 条、第 35 条）、義務航空機局の条件（第 36 条）、人工衛星局の条件（第 36 条の 2）、無線設備の機器の検定（第 37 条）について規定しているほか、その他の技術基準として総務省令で詳細に定める技術基準に適合しなければならないとしている（第 38 条）。

(4) 特定無線設備の技術基準適合証明等

小規模な無線局に使用するための無線設備であって総務省令で定めるもの（特定無線設備）の技術基準適合証明等について、以下の内容を定めている。

特定無線設備について、技術基準に適合していることの証明（技術基準適合証明）の事業を行う者は、基準に適合しているときは総務大臣の登録を受けることができる（第 38 条の 2 の 2）。登録を受けた者（登録証明機関）は、技術基準適合証明をしたときは、その特定無線設備に技術基準適合証明をした旨の表示を付さなければならない（第 37 条の 7）。

登録証明機関は、特定無線設備を取り扱うことを業とする者から求めがあった場合には、その特定無線設備を技術基準に適合するものとして、その工事設計について認証（工事設計認証）する（第 38 条の 24）。登録証明機関による工事設計認証を受けた者（認証取扱業者）は、特定無線設備を工事設計認証に係る工事設計（認証工事設計）に合致するようにしなければならない（第 38 条の 25）。認証取扱業者は、認証工事設計に基づく特定無線設備に総務省令で定める表示を付すことができる（第 38 条の 26）。

特定無線設備のうち、無線設備の技術基準、使用の態様などを勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令で定めるもの（特別特定無線設備）の製造業者または輸入業者は、その特別特定無線設備を、技術基準に適合するものとして、その工事設計について自ら確認（技術基準適合自己確認）し、届け出ることができる（第 38 条の 33）。届出をした者（届出業者）は、工事設計に基づく特別特定無線設備を製造し、または輸入する場合においては、届出に係る工事設計に合致するようにしなければならない（第 38 条の 34）。届出業者は、届出に係る工事設計に基づく特別特定無線設備に総務省令で定める表示を付すことができる（第 38 条の 35）。

(5) 無線従事者

無線従事者の資格を総合、海上、航空、陸上、アマチュアの各区分に応じて定め、その操作範囲を政令で定めることとしている（第 40 条）。政令により無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者（主任無線従事者）

として選任された者により監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作を行ってはならないとしている(第39条)。

また、無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならず、無線従事者国家試験に合格した者、無線従事者の養成課程で総務大臣が認定したものを修了した者などでなければ受けることができないとしている(第41条)。

(6) 運用

無線局の運用について、以下の内容を定めている。

無線局は、免許状に記載された目的または通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信については除外する(第52条)。

また、無線局は、他の無線局または電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない(第56条)。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、またはこれを窃用してはならない(第59条)。

この他、海岸局、船舶局、航空局、航空機局などについて、運用の原則、聴守義務、遭難通信、緊急通信などの事項を定めている(第62条～第70条の6)。

(7) 監督

総務大臣の行う監督について、以下の内容を定めている。

電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、無線局の周波数または空中線電力の指定の変更することができる(第71条)。

一定の条件の下で、電波の適正な利用の確保を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内で、周波数または空中線電力の変更に係る無線設備の変更の工事をしようとする免許人その他の無線設備の設置者に対して、工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助を行うことができる(第71条の2)。

総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、職員を無線局に派遣し、無線設備などを検査させる(第73条)。

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保または秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる(第74条)。

免許などを要しない無線局の無線設備の発する電波または受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者または占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる(第82条)。

(8) その他

電波法では、以上の他、次の事項について規定を置いている。

異議申し立て及び訴訟(第83条～第99条)、電波監理審議会(第99条の2～第99条の14)、

高周波利用設備（第 100 条～第 102 条），伝搬障害防止区域の指定等（第 102 条の 2～第 102 条の 10），基準不適合設備に関する勧告等（第 102 条の 11），指定無線設備の販売における告知等（第 102 条の 13～第 102 条の 16），電波利用料の徴収等（第 103 条の 2，第 103 条の 3）。

■13 群 - 3 編 - 1 章

1-3 有線電気通信関係法

(執筆著者：竹内芳明)

1-3-1 概説

有線電気通信法（以下、本章では「有線法」という）は、有線電気通信に関する基本法であり、有線電気通信設備の設置者、目的、用途を問わず我が国のすべての有線電気通信設備に適用される。有線法の目的は、「有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによって、公共の福祉の増進に寄与すること」であり、有線通信が無線通信と共に、通信手段として社会に多大の便益を与え、社会経済の発展や国民生活の向上に不可欠のものである。これを全く無秩序のまま自由に放置する場合はかえって弊害をもたらし、公共の福祉に反することとなるので、すべての有線電気通信設備の設置及び使用について必要最小限の規制を行い、その秩序を確立し、公共の福祉に寄与することとしている。

有線法における規律の基本的な趣旨は、次の3点と考えられる。

- 1 有線電気通信設備の設置及び使用に関する自由を最大限に保障すること。
- 2 有線電気通信設備の妨害と人体、物件に対する危害、損傷を未然に防止するために必要な規律を行うこと。
- 3 通信の秘密を保障すること。

一方、有線法は、有線電気通信設備の設置及び使用を規律するものであり、この設備を用いて行う業務についての規律は行っていない。業務についての規律は、別途、電気通信事業法、放送法などによって行われている。

なお、昭和60年4月1日に、電気通信事業法が施行され、電気通信分野に競争原理が導入されたことに伴い、有線法が改正され、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社による独占を確保するため設けられていた有線電気通信設備の共同設置、相互接続及び他人使用の制限が廃止され、有線電気通信設備の設置の届出により、自由にこれを使用できるようにされている。

また、平成14年には、平成13年11月頃から、携帯電話端末などの着信履歴表示機能を悪用し、着信履歴にコールバックさせて有料の音声サービスなどを聞かせることを目的に大量の不完了呼を発生させる迷惑電話（いわゆる「ワン切り」）が社会問題化し、特に平成14年7月には、NTT西日本管内において、ワン切りが原因となった大量の不完了呼の発信により、電気通信ネットワークが輻輳し、大阪府などの約500万回線の電話の利用に支障が生じる事態が発生したため、有線法の一部を改正し、通話を目的とせず多数の相手方に電話をかけて符合のみを受信させることを目的として、電話の使用を開始した後通話を行わずに直ちに当該有線電気通信設備の使用を終了する動作を自動的に連続して行う機能を有する電気通信を行う装置を用いて、当該機能により符合を送信する行為に対して罰則規定が設けられた。

1-3-2 主要規定事項

(1) 有線電気通信などの定義

有線法第2条第1項において、有線電気通信とは、「送信の場所と受信の場所との間の線条

その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けること」と定義づけ、同条第2項により有線電気通信設備は上記の「有線電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備（無線通信用の有線連絡線を含む。）」と定義づけられている。

(2) 有線電気通信設備の設置の届出

有線電気通信設備の設置者は、その旨総務大臣に届け出ることが必要であるが、その使用態様についての制限はない。なお、この届出義務は一定の者が設置する設備（例えば、電気通信事業者が設置する事業用電気通信設備）については免除されている（有線法第3条第4項各号）が、届出を免除されても、有線法の他の規定の適用は当然受けるものである。

(3) 有線電気通信設備の技術基準の維持等

有線電気通信設備は、

- (a) 他の有線電気通信設備への妨害防止（有線法第5条第2項第1号）
- (b) 人体への危害及び物件の損傷の防止（同条同項第2号）

の観点で定められる技術基準に適合しなければならない。

また、総務大臣は設備の設置者に対し、その設備が技術基準に適合せず、他の有線電気通信設備への妨害、人体への危害または物件の損傷が生じるときは、その設備の改修などの命令を出し得るほか、通信の秘密の確保に支障があるなど他人の利益を阻害するときは、その設備の改善などの勧告をすることができることとしている（有線法第7条第1項及び第2項）。

(4) 通信の公共性の確保

総務大臣は、有線電気通信設備の設置者に対し、天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは秩序の維持のために必要な通信を行い、または、これらの通信を行うため有線電気通信設備を他の者に使用させ、若しくはこれを他の有線電気通信設備と接続すべきことを命ずることができることとしている（有線法第8条）。

また、有線電気通信を妨害したり、ワン切りの機能を有する装置を用いて符号を送信することや、有線電気通信の秘密を侵すことを禁止しており、これに違反した場合の罰則が規定されている（有線法第13条、同法第14条及び同法第15条）。

■13 群 - 3 編 - 1 章

1-4 電気通信事業関係法規

(執筆者：竹内芳明)

1-4-1 概 説

我が国の電気通信事業は、明治以来昭和 20 年代半ば過ぎまで政府が専掌してきたが、昭和 27 年から活発な企業活動が行えるように、国内電気通信事業部門を切り離し、日本電信電話公社が発足し、更に昭和 28 年には国際電気通信事業部門を民営形態とし、国際電信電話株式会社が発立された。以来、30 年余にわたって両者によって独占的に事業運営が行われてきたが、昭和 60 年 4 月に「電気通信事業法」と「日本電信電話株式会社法」が施行され、我が国の電気通信事業の分野に競争原理が導入された。以降、日本電信電話株式会社からデータ通信事業部門や移動体通信事業部門の分離が行われ、長距離・国際電話分野を初めとし、データ通信分野、移動体通信分野などに新規の電気通信事業者が多く参入してきた。

現在に至るまで、競争促進や事業者間の公正競争条件の確保の観点から多くの制度整備が行われ、近年では、平成 11 年に日本電信電話株式会社の経営形態の見直し（東西分割）、電気通信市場における支配力に応じた非対称規制の導入など大きな制度改革が行われてきた。

電気通信事業法は、技術の高度化・多様化する電気通信ニーズに対応した電気通信の発展と国民利用者への利便性の向上を図るため、その法制度の見直しが行われ、平成 15 年には、第一種・第二種（一般第二種・特別第二種）といった事業区分の見直しが行われ、登録、事前届出制に変更するなど、約半数に及ぶ条文改正を行い電気通信法制度の大改正が行われた。

現在、総務省において今後のネットワークの IP 化に向けた技術基準などの見直しについて検討が進められているところである。

1-4-2 電気通信事業法の目的、構成

「電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進する」（第 1 条）ことを目的としており、表 1・1 に示すとおり、6 章 193 条と附則により構成されている。更に、この法律の委任を受けて、法規規定の実施細目として政令 2 件、省令 15 件が制定されている。

1-4-3 電気通信事業の区分

昭和 60 年に施行された電気通信事業法では、自ら回線設備を設置して電気通信サービスを提供する第一種電気通信事業者と他者の回線設備を借りて電気通信サービスを提供する第二種電気通信事業者とに区分されていたが、平成 15 年の電気通信事業法の改正により、これらの区分は廃止され電気通信回線設備の規模が一定（端末系伝送路が一の市町村（特別区にあっては、「特別区」と、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては「区」と読み替えるものとする。）、中継系伝送路設備が一の都道府県の区域にとどまるものであること）以上のものを登録制とし、それ以外のものについては事前届出制に改めた。

表 1・1 電気通信事業法の構成

区 分		規定されている概要 (項目など)
第 1 章 総 則		法の目的、定義、通信の秘密保護など
第 2 章 電気通信事業	第 1 節 総 則	利用の公平、基礎的電気通信役務の提供、重要通信の確保
	第 2 節 事業の登録	電気通信事業の登録、届出、事業の廃止など
	第 3 節 業 務	基礎的電気通信役務の契約約款の事前届出制、指定電気通信役務の保障契約約款、料金、会計の整理、提供条件の説明、業務の改善命令、禁止行為、電気通信設備の接続、共用など
	第 4 節 電気通信設備	電気通信設備の維持、電気通信事業者による電気通信設備の自己確認、技術基準適合命令、管理規程、電気通信主任技術者、工事担任者、電気通信番号の基準、適合命令、端末設備の接続の技術基準、端末機器技術基準適合認定、妨害防止命令、端末機器の設計についての認証、設計合致義務、技術基準適合自己確認、端末機器の接続の検査など
	第 5 節 指定試験機関等	電気通信主任技術者試験、工事担任者試験の指定試験機関、端末機器の登録認定機関など
	第 6 節 基礎的電気通信役務支援機関	基礎的電気通信役務支援機関の指定、業務、適格電気通信事業者の指定、交付金の交付、負担金の徴収など
第 3 章 土地の使用等	第 1 節 事業の認定	電気通信事業を営む電気通信事業者または当該事業を営む者に対して線路敷設を行うための土地等の使用权（いわゆる「公益事業特権」）の利用を希望する場合の認定制度など
	第 2 節 土地の使用	認定電気通信事業者が電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の設置、維持、運用のための土地の使用权、協議が整わない場合の総務大臣の裁定など
第 4 章 電気通信紛争処理委員会	第 1 節 設置及び組織	委員会の設置、権限、組織、委員の任命、任期など
	第 2 節 あっせん及び仲裁	電気通信設備の接続に関するあっせん、仲裁など
	第 3 節 諮問等	委員会への諮問事項、聴聞の特例、勧告など
第 5 章 雑 則		電気通信事業法の適用除外、営利を目的としない電気通信を行う地方公共団体の扱い、報告及び検査、関係行政機関との協議、審議会への諮問事項、不服申立ての手続きにおける意見の聴聞、意見申出など
第 6 章 罰 則		各種罰則規定
附 則		3 年以内の施行状況による電気通信事業法の見直し、公衆電気通信法の廃止及び所要の経過措置

(1) 電気通信事業の登録（電気通信事業法第 9 条）

旧第一種電気通信事業・旧第二種電気通信事業の区分の廃止にあわせて、新規参入を促進し、電気通信事業者間の一層の競争を促すため、旧第一種電気通信事業の参入に関する許可制を廃止して一定の規模を超える電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営もうとする者については、総務大臣の登録を受けなければならないこととした。

(2) 電気通信事業の届出(電気通信事業法第9条第1号, 第9条第2号, 第16条, 電気通信事業法施行規則第3条)

上記(1)と違い, 一定の規模を超える電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする者については, 総務大臣に届け出ることにより事業参加が可能とした。

また, 平成22年の電気通信事業法の改正により, 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局(以下「通信・放送両用無線局」という)を利用して電気通信事業を営もうとする者についても, 総務大臣に届け出ることにより事業参加が可能となった。これは, 電気通信事業が放送業務に付随して行われるものであり, 例えば一定の限定された時間で行われるものであるなど, 役務の提供方法の観点から見て, 極めて限定的なものになると考えられるため, 事業参加にあたって, 欠格事由への該当性や電気通信の健全な発達の観点からの適切性について事前に審査する必要性は低いと考えられるからである。

表1・2 電気通信事業の区分と規律の枠組み

	法改正前			法改正後	
	第一種電気通信事業者	特別第二種電気通信事業者	第二種電気通信事業者	登録事業者	届出事業者
通信の秘密の保護	○	○	○	○	○
利用の公平	○	○	○	○	○
重要通信の保護	○	○	○	○	○
事業の開始	許可	登録	届出	登録	届出
外資規制	1/3以上の法人	—	—	—	—
契約約款	許可	届出	—	届出	届出
提供義務	○	—	—	基礎的電気通信役務, 指定電気通信役務	基礎的電気通信役務
事業停止などの報告	○	○	○	利用者周知, 事後届出	利用者周知, 事後届出
改善命令など	契約約款の変更申請命令, 業務の方法の改善命令	業務の方法の改善その他の措置	業務の方法の改善その他の措置	業務の方法の改善命令	業務の方法の改善命令
電気通信設備の接続, 共用	協定の認可, 協定締結命令	—	—	接続及び共用に関する命令, 協定締結命令	接続及び共用に関する命令, 協定締結命令
事業用電気通信設備	技術基準適合維持義務, 技術基準適合命令	技術基準適合維持義務, 技術基準適合命令	—	技術基準適合維持義務, 技術基準適合命令, 電気通信番号の適合命令	技術基準適合維持義務 [※] , 技術基準適合命令 [※] , 電気通信番号の適合命令
管理規程	作成, 届出	作成, 届出	—	作成, 届出	作成 [※] , 届出 [※]
電気通信主任技術者	選任, 届出	選任, 届出	—	選任, 届出	選任 [※] , 届出 [※]
報告及び検査	報告, 立入検査	報告, 立入検査	報告	報告, 立入検査	報告, 立入検査

※ 電気通信事業法第41条第1項または第2項に規定する電気通信設備に係るものに限る。

1-4-4 日本電信電話株式会社等に関する法律

日本電信電話株式会社法も、電気通信事業法と同様に昭和 60 年 4 月 1 日に施行された。

この法律は、電気通信が国民利用者の期待にこたえ、来るべき高度情報社会への先導的役割を果たすため、電気通信事業分野に競争原理を導入することに伴い、従来の日本電信電話公社に対しても、当事者能力、自主性を十分に持たせ競争体制にふさわしい経営形態とする必要から、従来の「日本電信電話公社法」が抜本的に改正されたものである。

この会社法の制定にあたっては、日本電信電話公社を改組して設立される新会社（NTT）が従来の日本電信電話公社が独占のもので培った基幹通信事業体としての技術力、ノウハウや全国的な設備をそのまま引き継ぐこととし、かつ電話役務のあまねく全国における安定的な供給の確保や電気通信にかかわる実用化、基礎研究の推進など、他の新規参入電気通信事業者にはない特別な使命、役割を持ったものと考えられるので、特別法によって特殊会社として設立することとされた。

会社法は、本則では、会社の目的、事業及び責務、株式に関する重要事項、政府の関与などの規定が設けられており、附則においては、新会社の設立、日本電信電話公社の解散に関する事項などが規定されている。

会社法では、次の 2 点が基本とされた。

- (1) 会社が自らの創意工夫を発揮し、弾力的かつ効率的な事業運営を行うことができるようにする。

会社に対する政府の関与は、他の類似の特殊会社に対する関与のあり方をも配慮しつつ、必要最小限とする。

- (2) 会社に期待される公共的役割に十分留意し、これが達成されるようにする。

なお、特殊会社とは、特別の法律に基づき特別の設立行為をもって設立される特殊法人のうち、株式会社形態をとるものであり、その有する公共性にかんがみ、特殊会社法を設け、商法原則に対する例外を規定し、その限度内において主務大臣の関与が認められるものである。日本電信電話公社と日本電信電話株式会社の公的関与（主要事項）の比較を表 1・3 に示す。

表 1・3 日本電信電話公社と日本電信電話株式会社の公的関与（主要事項）の比較

事 項	日本電信電話公社	日本電信電話株式会社
1 予 算	予算・国会の議決	事業計画・総務大臣認可
2 給 与	国会の予算統制による給与総額制	—
3 料金の決定	法定（一部郵政大臣認可）	総務大臣認可
4 投 資	郵政大臣認可（投資範囲は法定）	—
5 役員人事	総裁、副総裁・内閣任命 （経営委員会の同意） 理事・総裁任命 監事・経営委員会任命	取締役、監査役の選任、解任・総務大臣認可

日本電信電話株式会社は、国内の電気通信事業を行うものであり、当初、政府所有 100 %

の株式会社として設立されたが、民営化の趣旨に沿い、株式は漸次民間に開放されることとなる。ただし、新会社の公共性を担保する観点から、政府は常時 1/3 以上の株式を保有することとしている。

また、平成 9 年には改正 NTT 法が成立し、NTT の再編成が決定した。これに基づき、平成 11 年に国内電気通信業務を東日本電信電話株式会社 (NTT 東日本) と西日本電信電話株式会社 (NTT 西日本) の地域会社に分割し、長距離・国際通信を NTT コミュニケーションズ (NTT コム) を設立して業務を引き継がせ、NTT 自身は持株会社となり、東西 NTT と NTT コムに加え、NTT ドコモと NTT データを傘下に置いた。それと同時に NTT コムは法律上、完全民営化とし、NTT は国際通信にも参入することとなった。

しかしながら、基礎研究部門については、現在でも分割されず持株会社の組織として残されている。

NTT 法第 3 条により、NTT、NTT 東日本及び NTT 西日本は、その事業上、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配慮し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて日本の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もって公共の福祉の増進に資するように努めなければならない責務を負っている。また、東西 NTT は、同法第 2 条第 4 項により、地域電気通信業務を営むべき区域を越えて地域電気通信業務を営む場合は、総務大臣への届出が必要である。

1-4-5 国際電信電話株式会社法

国際電信電話株式会社は、国際電信電話会社法に基づいて、日本で唯一国際回線の保有を許可されていた電話会社であったが、通信自由化と共に他社の国際通信への参入が自由となり、同法は平成 10 年に廃止され、国際電信電話株式会社は、完全民営化された。

その後、平成 12 年には長距離通信大手の第二電電株式会社 (DDI)、トヨタ自動車系の携帯電話事業者の日本移動通信株式会社 (IDO) と合併し、「KDDI 株式会社」が設立された。

KDDI は、国際通信、国内通信と移動体通信などを一体として提供する我が国唯一の電気通信事業者となっている。

■13 群 - 3 編 - 1 章

1-5 放送関係法規

1-5-1 概 説

(執筆：田中 宏，坂中靖志)

大正 14 年のラジオ放送に始まり、当初は現在の日本放送協会（NHK）による放送のみであったが、戦後、昭和 25 年に電波法及び放送法が施行され、特殊法人である NHK 及び一般放送事業者（民放）によって放送が行われることとなった。制定当初の放送法では「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信」と定義され、これに相当する「放送」については放送法により番組編集等の原則や日本放送協会に係る規定、一般放送事業者に係る規定などが定められたほか、放送局の免許については電波法に規定された。

有線放送の分野では、有線によるラジオ放送とテレビジョン放送があるが、無線によるラジオ放送の再送信が中心であった時代には「有線放送業務の運用の規律に関する法律」で一元的に規律してきたが、その後、有線テレビジョン放送が盛んに行われるようになったことから、昭和 47 年に「有線テレビジョン放送法」が新たに制定されるとともに、「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」に改められ、それぞれ別々の法律で規律することとなった。

また、通信・放送の融合の進展に対応して、CS デジタル放送と有線テレビジョン放送の設備利用の規制緩和を行うため、電気通信役務を利用してこれら放送を行うことを制度化して可能とするため、平成 13 年に電気通信役務利用放送法が制定された。

このように、通信・放送の法体系は、60 年前の電波法と放送法の制定を出発点として、技術の進展や新たなサービスの出現に対応して、逐次、関係法律が追加・整備された結果、伝送路ごとに放送関連で 4 本、通信事業関連で 2 本の法律で構成される複雑なものとなり、有線・無線などの伝送路の種類ごと、または放送サービス形態ごとに規律の差異が生じてきた。

こうした背景を踏まえて国会に提出され、平成 23 年に施行された「放送法等の一部を改正する法律」により、通信・放送の法体系が総合的に見直され、放送関連 4 法が放送法に統合された。新たな放送法では「放送」とは、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」と定義され、有線・無線の伝送路による区分が無くなるほか、新たに「基幹放送」と「一般放送」という放送の区分が設けられ、放送制度の集約化・合理化が図られている。

1-5-2 放送法

(執筆：田中 宏)

(1) 総 則

放送法は、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」及び「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」の原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律

し、その健全な発達を図ることを目的としている(第1条)。また、1-5-1項で述べたように、平成23年改正により、放送関連4法が統合され、有線・無線の伝送路による区分がなくなり、法律全体に共通する新たな概念として、「放送」を「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」と定義し、新たに設けられた放送の区分として「基幹放送」(電波法の規定により、放送をする無線局に専らまたは優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送)と「一般放送」(基幹放送以外の放送)、それぞれの放送の業務を行う者として放送法上の手続を経た者を「基幹放送事業者」及び「一般放送事業者」などと、各用語を定義している(第2条)。基幹放送及び一般放送に関する主な用語については、(5)項及び(6)項で解説する。

(2) 放送番組の編集等に関する通則

「放送番組編集の自由」として、放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、または規律されることがないことを明示する(第3条)とともに、放送事業者には、国内放送の放送番組の編集に当たっての番組準則として、「公安及び善良な風俗を害しないこと」、「政治的に公平であること」、「報道は事実をまげないですること」及び「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」を義務付け、教養番組または教育番組ならびに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならないとしている(第4条)。また、更に放送事業者に対して、放送番組の種別(教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組などの区分をいう)及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない(第5条)とし、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を設置するよう求めている(第6条)。

(3) 日本放送協会

日本放送協会(以下「協会」という)は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とし(第15条)、この目的を達成するために放送法の規定に基づき設立される法人としている(第16条)。

また、協会の業務について、中波放送、超短波放送及びテレビジョン放送による国内基幹放送を行うこと、衛星放送において協会以外の者が免許を受けた基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送による国内基幹放送を行うこと、邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うことのほか、平成20年改正により、協会が放送した放送番組などを電気通信回線を通じて一般の利用に供することなどを新たに業務に加えたところである。協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならないとしている(第20条)。

協会には経営委員会が置かれるが(第28条)、協会のいわゆるガバナンスを強化するため、平成20年改正により、経営委員会の監督権限の明確化、一部委員の常勤化、議決事項の見直しなどを行うとともに、経営委員から構成される監査委員会の設置、外部監査の導入などを措置した。また、経営委員会の議決事項としては、「協会の経営に関する基本方針」、「監査委

員会の職務の執行のため必要なものとして総務省令で定める事項」などのほか、「協会の業務の適正を確保するために必要なもの」として、「会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「会長、副会長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する体制」などの整備に係る事項を定めている（第 29 条）。なお、経営委員会は、委員十二人をもって組織し、委員長は委員の互選によってこれを定める（第 30 条）こととし、委員の選任にあたっては、教育、文化、科学、産業その他の各分野及び全国各地が公平に代表されることを考慮し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとしている（第 31 条）。

監査委員会は、監査委員三人以上をもって組織し、その監査委員は、経営委員会の委員の中から経営委員会が任命し、そのうち少なくとも一人以上は常勤としなければならない（第 42 条）、監査委員会の権限として役員職務の執行を監査することを明示している（第 43 条）。

協会の役員については、経営委員会の委員のほか、会長一人、副会長一人及び理事七人以上十人以内を置く（第 49 条）とし、会長については経営委員会が任命することとしている（第 52 条）。

その他、受信料などについて、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこと（第 64 条）、総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る）、その他必要な事項を指定して国際放送などを行うことを要請することができること（第 65 条）などを定めている。

また、協会に対しては、国内基幹放送の放送番組の編集などにあたっての番組準則として、協会以外の放送事業者と共通の規定（第 4 条）に加え、「豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと」、「全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること」、「我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること」を義務付けている（第 81 条）。

また、協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局もしくはその放送の業務を廃止し、またはその放送を 12 時間以上（協会国際衛星放送にあつては、24 時間以上）休止することができないこと（第 86 条）を定めている。

(4) 放送大学学園

放送大学学園法（平成 14 年法律第 156 号）第 3 条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）については、放送法第 5 条の番組基準の規定や第 6 条の放送番組審議機関の設置、第 12 条の広告放送の識別のための措置などについては適用しないこととしている（第 88 条）。

また、学園は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局もしくはその放送の業務を廃止し、またはその放送を 12 時間以上休止することができないこと（第 89 条）、他人の営業に関する広告の放送をしてはならないこと（第 90 条）を定めている。

(5) 基幹放送

基幹放送が放送に期待される社会的な役割を確実に果たすことができるよう、総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定めることなどが規定され(第91条)、当該基幹放送をする無線局(以下「基幹放送局」という)を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努める義務を規定している(第92条)。

基幹放送の分類としては、「人工衛星の放送局を用いて行われる基幹放送」を「衛星基幹放送」、「自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送であって、衛星基幹放送以外のもの」を「移動受信用地上基幹放送」、「基幹放送であって、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送以外のもの」を「地上基幹放送」と定義している(第2条)。

(6) 一般放送

基幹放送が社会的な役割を確実に果たすために確保する枠組みに基づくものであるのに対し、一般放送はそうした枠組みに基づくものではないことから、その確実性を担保するための周波数の確保や周波数に応じた放送の区分などは定められていない基幹放送以外の放送として「一般放送」と定義している(第2条)。

(7) 有料放送等

有料放送とは、「契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によって受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送」と定義され(第147条)、平成23年改正により放送の定義が変更されたことから有線による有料放送も含む概念となり、有料放送規律は無線の有料放送に加えて、有線の有料放送も適用対象としている。

有料基幹放送(基幹放送を契約の対象とする有料放送)の役務を提供する有料放送事業者は、有料基幹放送契約約款(当該有料基幹放送の役務に関する料金その他の提供条件についての契約約款)を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならないことなどを規定(第147条)し、他方、何人も、認可契約約款などに基づき、有料放送事業者とその有料放送の役務の提供を受ける契約をしなければ、国内において当該有料放送を受信することのできる受信設備により当該有料放送を受信してはならないとしている(第148条)。

相当数の有料放送の契約を代理などする有料放送管理業務、いわゆるプラットフォーム業務の影響が有料放送のサービスにおいて増大してきていることを踏まえ、受信者保護を図るため、平成20年改正により、その業務を行う有料放送管理事業者は業務開始の事前届出を行う(第152条)とともに、有料放送管理業務を行う事業の譲渡などがなされたときには、当該事業を譲り受けた者などは当該有料放送管理事業者の地位を承継することが明示される(第153条)など、業務運営の適正確保のための措置を講ずることなどを規定している。

更に、受信者保護を強化する観点から、平成23年改正により、有料放送事業者などに対して、業務を休廃止しようとする場合の国内受信者に対する周知義務(第149条)、役務に関する料金その他の提供条件の概要の事前説明義務(第150条)、提供条件に関する国内受信者などからの苦情などの処理義務(第151条)を規定している。

(8) 認定放送持株会社

経営の効率化、資金調達容易化などのメリットを有する「持株会社によるグループ経営」を経営の選択肢とするため、平成 20 年改正により、複数の地上放送事業者の子会社化を可能とするマスメディア集中排除原則の適用緩和や外資規制の直接適用などを内容とする「認定放送持株会社制度」を導入した。

その結果、放送法では、一以上の地上基幹放送の業務を行う者を含む二以上の基幹放送事業者をその子会社とし、もしくはしようとする会社または同様に二以上の基幹放送事業者をその子会社とする会社を設立しようとする者は、①外国法人などでないこと、②電波法、放送法などの違反歴がないこと、③収支見込みが良好であること、④基幹放送事業者でないこと、⑤子会社である基幹放送事業者の資産合計が総資産の 50% 超の株式会社であることなどの審査を経て、総務大臣の認定を受けることができ(第 159 条)、認定を受けた会社または認定を受けて設立された会社を「認定放送持株会社」と定め(第 160 条)、マスメディア集中排除原則の適用緩和や外資規制の直接適用などを受けることとしている。

(9) その他

放送の健全な発達を図ることを目的として設立された一般社団法人または一般財団法人であって、「放送番組を収集し、保管し、及び公衆に視聴させること」、「放送番組に関する情報を収集し、分類し、整理し、及び保管すること」、「放送番組に関する情報を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて提供すること」などの業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、総務大臣はその申出により、放送番組センターとして指定することとしている(第 167 条及び第 168 条)。

その他、放送法では、雑則として、放送事業者に対する業務停止命令(第 174 条)や放送事業者などに対する資料の提出の求め(第 175 条)について定めるほか、電波法に規定する受信障害対策中継放送に関する取扱を含む適用除外等(第 176 条)、電波監理審議会への諮問事項(第 177 条)や所要の罰則規定(第 184 条等)などを定めている。

1-5-3 基幹放送の規律

(執筆者：坂中靖志)

ここでは、基幹放送に関する規律について解説する。

(1) 業務の認定及び免許

基幹放送の業務については、放送用に確保した有限な周波数を占用し、その特別な社会的影響力から一定の機能・役割を担うものであることから、その業務の適格性を国が参入時に判断するため、ハード・ソフト分離の形態で基幹放送の業務を行う場合は総務大臣の認定が必要としている(第 93 条)。

ただし、ハード・ソフト一致の形態で地上基幹放送を行う場合に限っては、電波法の規定により自己の地上基幹放送の業務に用いる放送局(以下「特定地上基幹放送局」という)の免許のみで参入可能としている(電波法第 6 条・第 7 条)。

基幹放送の業務の認定を受けた者を「認定基幹放送事業者」(ソフト事業者)、特定地上基幹放送局の免許を受けた者を「特定地上基幹放送事業者」(ハード・ソフト一致事業者)、両

者をあわせて「基幹放送事業者」と定義している（第2条）。

また、「電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者であって、当該基幹放送局の無線設備及びその他の電気通信設備のうち総務省令で定めるものの総体（以下「基幹放送局設備」という。）を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するもの」を「基幹放送局提供事業者」（ハード事業者）と定義している（第2条）。

なお、第2条において基幹放送の分類として3種類を規定しており、地上基幹放送は地上デジタル放送、ラジオ放送及びコミュニティ放送、衛星基幹放送はBS放送及び東経110度CS放送、移動受信用地上基幹放送はマルチメディア放送が該当する放送である。

(2) 認定の審査

基幹放送の業務に係る認定及び免許においては、当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力、当該業務に用いられる電気通信設備の技術基準への適合性、いわゆるマスメディア集中排除原則への適合性、基幹放送普及計画への適合性などを審査することとしている（第93条）。

「当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力」は、基幹放送が日常生活に必要な情報の提供、民主主義の健全な発達などにとって極めて有用なものであることにかんがみ、これが安定的かつ継続的に提供され、その業務が適切に行われる必要があることから、その経理的な事業遂行能力の有無を確認し、また、日頃より基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の技術基準適合性を確保・維持し、災害などによる障害の発生時にあっても適時適切に対応するに足りる技術的能力を有することをあらかじめ確認するものとして規定している。

(3) 放送番組の編集等

基幹放送事業者は、テレビジョン放送による国内基幹放送などの放送番組の編集に当たり、特別な事業計画によるものを除き、教養番組または教育番組、報道番組、娯楽番組の各番組を設け、各番組相互の調和を保つことを義務付けている（第106条）。更に、平成23年改正により、番組調和原則の適切な履行や妥当性・客観性を確保する観点から、当該基幹放送事業者は、個々の放送番組の種別及び種別ごとの放送時間を番組審議機関へ報告し、その内容を公表することを新たに義務付けている（第107条）。

また、放送が非常時において有効に機能することを確保するために、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、またはその被害を軽減するために役立つ放送をするよう、基幹放送事業者に対し災害放送の実施を義務付けている（第108条）。

(4) 基幹放送局提供事業者の役務の提供義務等

基幹放送局提供事業者に対しては、基幹放送局の免許を受けて有限希少性の極めて高い貴重な基幹放送用の周波数を占有することから、認定基幹放送事業者等に対する役務の提供義務（第117条）、放送局設備供給役務（基幹放送局設備を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供する役務）の提供条件の届出義務（第118条）、基幹放送局提供事業者であって認定基幹放送事業者または特定地上基幹放送事業者を兼ねるものに対する会計整理・公表義務

(第 119 条)などを規定している。

(5) 基幹放送の設備の維持

高い公共性を持つ基幹放送について、その安定的な提供及び受信者利益の保護を図るため、認定基幹放送事業者のソフト設備(基幹放送設備)、基幹放送局提供事業者のハード設備(基幹放送局設備)及び特定地上基幹放送事業者のハード・ソフト設備(特定地上基幹放送局等設備)に対して一定の技術基準を満たすことを求めている(第 111 条第 1 項、第 121 条第 1 項)。

技術基準の具体的な内容については、近年における技術革新を背景とした放送技術の発展や今後の機器の信頼性向上などに適切に対処できるよう総務省令に委任しており、技術基準を定めるにあたっての規範として、

- ・設備の損壊または故障により、基幹放送の業務(基幹放送局の運用)に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- ・設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

を法に規定している(第 111 条第 2 項、第 121 条第 2 項)。

前者については、基幹放送の安全・信頼性を確保することを目的として、災害発生時などを含め、設備の損壊または故障による放送中止事故を防止するための技術基準の規範を定めている。「基幹放送の業務に著しい支障」とは、例えば、ソフト設備の場合は、演奏所で編集された放送番組を番組送出設備(マスター設備)で放送局へ送り出す際に設備が故障したことによる映像・音声の途絶、ハード設備の場合は、基幹放送局の無線設備から受信者に向けて電波を発射する設備の損壊による送信不良、などを想定している。こうしたことを防ぐため、総務省令(放送法施行規則)において、中継回線の二重化、送信設備の冗長確保、予備電源の確保、設備の故障時の迅速な検知・復旧対策、落雷・耐震対策などを放送の種類別に定めている。

後者については、基幹放送の送受信の品質を確保することを目的として、基幹放送の安定的な提供とともに、映像・音声などが一定水準の送受信の品質を満たし、低廉かつ安定的な受信環境を確保するための技術基準の規範を定めている。具体的には、総務省令(標準テレビジョン放送などのうちデジタル放送に関する送信の標準方式など)において、放送番組を構成する映像・音声などの信号に係る符号化・多重化などの方式を放送の種類別に定めている。

(6) 重大事故の報告

基幹放送の業務に用いる設備に起因して、基幹放送の停止その他の重大な事故であって総務省令で定めるものが生ずるに至ったときは、基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、その旨をその理由または原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない旨を規定している(第 113 条・第 122 条)。

それは、行政がその実態を把握し、

- ・自然災害によるものであれば、行政が放送中止の状況を的確に把握して放送事業者に復旧を促したり、再発防止などの措置を講じさせたりするなど更なる安全・信頼性の確保を図ること

- ・設備の安全・信頼性に係る技術基準適合性の確保・維持が遵守されていないようであれば、設備の改善命令といった適切な措置を講ずること
- ・技術基準の内容またはその適合性の確保・維持に係る制度の見直しを適切に講ずることなどを可能とするためである。

報告を要する場合は、総務省令（放送法施行規則）において、地上基幹放送の場合は停止時間が親局（15分以上）・重要な中継局（2時間以上）、移動受信用地上基幹放送の場合は停止時間が親局（15分以上）・中継局（2時間以上）、衛星基幹放送の場合は停止時間（15分以上）と規定している。

(7) 設備の改善命令

基幹放送の業務に用いる設備が総務省令で定める技術基準に適合していないと総務大臣が認める場合に、技術基準を適合維持させることを担保するため、基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者に対する設備の改善命令を行うことができることを規定している（第114条、第123条）。

(8) 設備に関する報告及び検査

基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者に対し、新たに設けた安全・信頼性の確保などに係る技術基準に適合するよう維持する義務を課し、その担保措置としての改善命令や重大事故の報告義務などの規定を設けており、これらの規定の施行に必要な場合に、設備の実態を把握し技術基準適合性を確保するために、総務大臣による報告徴収及び立入検査の規定を設けている（第115条、第124条）。

1-5-4 一般放送の規律

（執筆者：坂中靖志）

ここでは、一般放送に関する規律について解説する。
なお、(7)～(9)では地上基幹放送の再放送という特に有線放送に固有の業務に関する規定を中心に解説する。

(1) 業務の登録及び届出

一般放送は、柔軟な周波数利用などを可能とし、その実現を市場原理に委ねる無線及び有線の放送について、その業務への参入には原則として総務大臣の登録を要することとしている（第126条）。ただし、有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送や小規模な有線テレビジョン放送設備などの受信者の利益及び放送の健全な発達に及ぼす影響が比較的少ない一般放送の業務への参入には総務大臣への届出で足りるとしている（第133条）。

これらの一般放送の業務について登録を受けた者と届出をした者をあわせて「一般放送事業者」と定義している（第2条）。

なお、放送法施行規則において一般放送の分類として3種類が規定しており、衛星一般放送は東経124/128度CS放送、有線一般放送はケーブルテレビなど、地上一般放送はエリア放送が該当する放送である。

(2) 登録の拒否

受信者の利益及び放送の健全な発達に及ぼす影響が比較的少ない一般放送以外の一般放送について、総務大臣の登録に係らしめている制度の趣旨に則して審査され、業務を適確に遂行するに足る技術的能力を有しない場合や技術基準に適合する電気通信設備を権原に基づいて利用ができない場合などには、総務大臣は、登録を拒否しなければならないこととしている（第128条）。

(3) 登録一般放送の設備の維持

登録による一般放送の安定的かつ継続的な実施が確保されない場合や、当該放送のための符号などが電気通信設備によって良好に送られない場合に対応するべく、受信者の利益の保護、放送の健全な発達の観点から、基幹放送と同様、放送法において技術基準を定め、その適合維持義務を課すこととしている（第136条）。

一方で、届出による一般放送事業者については、受信者の利益の保護や放送の健全な発達に及ぼす影響が比較的少ない放送として事前届出での参入を可能とし、放送法における技術基準適合維持義務の対象としないこととしている。

技術基準適合維持義務の対象は、登録一般放送事業者が一般放送の業務を行うために利用するすべての電気通信設備であり、設置主体（一般放送事業者が自ら設置した設備か、他人たる電気通信事業者の設置した設備か）の別を問わず、契約などの権原に基づき利用する一般事業者がその責任主体となる。

一般放送においては、基幹放送とは異なり、一般放送の業務に用いられる電気通信設備のすべてについてソフト事業者たる一般放送事業者がその技術基準適合維持義務の責任主体となり、一般放送のハード事業者については、技術基準適合性の確保・維持に係る規律を直接対象としていない。

技術基準の具体的な内容については、基幹放送と同様、総務省令に委任されており、技術基準を定めるにあたっての規範として、

- ・設備の損壊または故障により、一般放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること
- ・設備を用いて行われる一般放送の品質が適正であるようにすること

を法に規定している（第136条第2項）。

前者については、登録一般放送の安全・信頼性を確保することを目的として、例えば、生放送番組の中継において回線設備が損壊したことによる番組の中断や、編集した番組をマスター設備で放送局へ送り出す際に設備が故障したことによる映像・音声の途絶などをはじめ、マスター設備から送り出された放送番組の電気信号を受けて増幅処理を行う無線設備の故障による放送の停止や、放送をする無線局の無線設備から受信者に向けて電波を放射する設備の損壊による送信不良などを含めたものを規定することとしている。

後者については、登録一般放送の送受信の品質を確保することを目的として、一般放送の安定的な提供とともに、映像・音声などが一定水準の送受信の品質を満たし、低廉かつ安定的な受信環境を確保するための技術基準の規範を定めている。具体的には、総務省令（衛星一般放送の品質に関する技術基準を定める省令、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令）において、放送番組を構成する映像・音声などの信号に係る符号化・多重化などの方式を定めている。

(4) 重大事故の報告

一般放送の業務に用いる電気通信設備に起因して、当該一般放送の停止その他の重大な事故であって総務省令で定めるものが生ずるに至ったときは、登録一般放送事業者は、その旨をその理由または原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない旨を規定している（第 137 条）。

一般放送事業者に重大事故の報告を求めることとする理由は、第 113 条及び第 122 条の基幹放送の場合と同様の趣旨によるものであり、一般放送の業務に用いられる電気通信設備に起因する一般放送の停止その他の重大な事故が実際に発生した場合に、当該電気通信設備の技術基準適合維持義務の責任主体となる一般放送事業者に対し、行政が法令上の義務規定によりその事故の実態を正確に把握し、技術基準に係る制度全体の仕組みを担保する必要があることによるものである。

報告を要する場合は、総務省令（放送法施行規則）において、衛星一般放送の場合は停止時間（2 時間以上）、有線放送の場合は停止時間（2 時間以上）及び停止を受けた利用者の数（3 万以上）のいずれにも該当する場合と規定している。

(5) 設備の改善命令

一般放送の業務に用いる電気通信設備が第 136 条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合していないと総務大臣が認める場合には、当該一般放送事業者に対し、技術基準に適合するように電気通信設備を改善すべきことを命ずることができることを規定している（第 138 条）。

(6) 設備に関する報告及び検査

一般放送事業者に対し、新たに設けた安全・信頼性の確保などに係る技術基準に適合するよう維持する義務を課し、その担保措置としての改善命令や重大事故の報告義務などの規定を設けており、これらの規定の施行に必要な場合に、一般放送の業務に用いられる電気通信設備の実態を把握し技術基準適合性を確保するため、総務大臣による報告徴収及び立入検査の規定を設けている（第 139 条）。

(7) 受信障害区域における再放送

地上基幹放送の受信障害地域における受信者の利益を保護するため、登録一般放送事業者のうち一定の要件を満たすものとして総務大臣が指定する者（指定再放送事業者）に対し、その業務区域内にある受信障害地域において地上基幹放送（テレビジョン放送に限る）の再放送の役務の提供を義務付ける（義務再放送）とともに、その際の提供条件について、当該再放送の役務のみについて契約を締結することが可能なものとする努力義務などを課している（第 140 条）。

旧有線テレビジョン放送法においても同様な趣旨の規定が設けられていたが、地上テレビジョン放送のデジタル化の進展に伴い、アナログ放送は受信可能であるがデジタル放送は受信困難となる新たな受信障害（いわゆる「新たな難視」）が発生しつつあり、受信障害に対応するための方策としてのケーブルテレビの果たす役割の重要性を踏まえて、平成 23 年改正においても本規定を定めている。

(8) 総務大臣による裁定

一般放送事業者による地上基幹放送の再放送について、指定再放送事業者が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対して、その地上基幹放送（テレビジョン放送に限る）を受信してする再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、または協議が整わないときは、総務大臣の裁定を申請することができる（第 144 条）。

本規定は、基本的には旧有線テレビジョン放送法の規定を引き継いだものであり、その趣旨は、地上テレビジョン放送の再放送などを行う役割を果たす一般放送について、放送事業者の「同意」を要することとしている再放送同意制度の下で再放送同意が拒否される事態が頻発することを防ぐことであり、総務大臣が当事者双方の意見を十分聴取した上で再放送同意制度の趣旨に照らした適正な判断をし、争いを解決することにより、受信者の利益を保護し、ひいては、放送の健全な発達を図ることを目的としている。

(9) 電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁

指定再放送事業者が基幹放送事業者に対して再放送同意についての協議を申し入れたにもかかわらず、①基幹放送事業者がその協議に応じない場合、②協議は開始したものの協議が調わない場合のいずれにおいても、当事者が電気通信紛争処理委員会に対してあっせんの申請ができる（第 142 条）。

「あっせん」とは、当事者間の紛争について新たな合意点が見つかるようあっせん委員が協力し、合意点が見つかった場合には和解契約を締結して紛争の解決を図るものであり、和解契約は訴訟法上の強制的な効果は有してない。

また、あっせんによる協議が調わないときは、当事者の双方は、電気通信紛争処理委員会に対して仲裁を申請することができる（同条）。

ここで、「仲裁」とは当事者間の紛争を第三者の判断により解決することであり、裁判所による確定判決と同一の効果を有する。

電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度は、平成 23 年改正において創設されたものであるが、その目的は、地上テレビジョン放送の再放送同意を巡る当事者間の紛争事案が多様化・複雑化し、また、紛争事案が増加している状況を踏まえ、再放送同意に係る協議が高度に専門的で複雑なため円滑な協議が困難な場合、再放送の条件に関して協議が調わない場合などに迅速かつ専門的な処理を図ることである。

■13 群 - 3 編 - 1 章

1-6 IT 社会構築関係法規

1-6-1 IT 社会構築関係法規

(執筆者：竹内芳明)

政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的に、平成 13 年 1 月に、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(平成 12 年法律第 144 号)を施行するとともに、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT 戦略本部)を設置した。その後、「我が国が 5 年以内に世界最先端の IT 国家になること」を目指した「e-Japan 戦略」(平成 13 年 1 月)、『IT 利活用により、元気・安心・感動・便利』社会を目指すこととした「e-Japan 戦略 II」(平成 15 年 7 月)をはじめ、随時、戦略や重点計画などを策定している。

この間、ブロードバンドインフラの整備と利用の拡大、高機能携帯電話の普及、電子商取引の利用環境の整備とその取引規模の飛躍的な増大が実現するなど、これらの分野において我が国は世界最高の水準に到達した。また、ここに至る経過を通じて、民と官の協力体制や情報通信戦略の評価体制といった、高度情報通信ネットワーク社会の形成をより強力に推進するためのメカニズムの構築についても大きな成果を上げた。インフラ整備においても利用者のレベルにおいても飛躍的な発展を遂げ、世界最高水準のマーケットと技術環境を有することとなった。

平成 22 年 5 月には「新たな情報通信技術戦略」を、平成 22 年 6 月には「新たな情報通信技術戦略 工程表」を策定し、新たな国民主権の社会の早期確立に向け、政府内での情報通信技術革命の徹底による国民本位の電子行政の実現、情報通信技術の徹底的な利活用による地域の絆の再生、新市場の創出と国際展開の推進といった重点戦略に絞り込み推進しているところである。

(1) 今後の情報通信政策

ブロードバンド化・デジタル化された通信・放送ネットワークを通じて、社会経済のあらゆる場面において、知識・情報のやり取りが活発に行われ、その流通・共有・活用・蓄積が新たな価値を生み出す知識情報社会の構築がグローバルに進みつつあり、情報通信技術の持つ力を最大限活用し、我が国が抱える少子高齢化、人口減少、環境問題などの解決に向けて利用者本位で取り組み、国民が生活の質の向上を実感できる社会の実現が求められている。一方で、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、ライフラインである情報通信インフラにも大きな被害が発生し、震災直後に多くの情報空白域が発生した。このような中でも、復旧・復興に向け、ソーシャルメディアなどインターネットを活用した「助け合い」など情報通信技術を活用した様々な取組が行われるなど、災害時における情報通信技術の果たす役割の大きさが改めて認識された。

今次震災から得られた様々な経験や東日本復興及び日本再生における情報通信技術の果たすべき役割を踏まえ、今後、情報通信インフラなどの耐災害性の強化、「共生型ネット社会」の実現、情報通信技術の利活用の促進による新事業の創出やエネルギー制約の克服、海外の

成長を取り込んだ情報通信産業の国際競争力の強化、防災などの「課題先進国」としての国際貢献などを推進することが重要である。

(2) 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法との関係

我が国の情報通信政策は、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」において重点計画に定めることとされている下記の施策に関し、推進しているところである。

- (a) 法第 35 条第 2 項第 2 号から第 6 号に基づく、高度情報通信ネットワーク社会の実現のために特に重点的に施策を講ずべき分野に関する施策
 - (ア) 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成
 - (イ) 人材の育成ならびに教育及び学習の振興
 - (ウ) 電子商取引等の推進
 - (エ) 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術活用の推進
 - (オ) 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保
- (b) 法第 35 条第 2 項第 7 号に基づく、横断的な課題に関する施策

上記(ア)～(オ)に加え、高度情報通信ネットワーク社会の実現に当たっては、研究開発の推進、情報通信を軸とした新たな国際関係の進展、デジタルディバイドの是正など、共通して対応することが必要となる横断的な課題が存在することから、政府として積極的な対応がもとめられるものである。

1-6-2 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

(執筆者：柳島 智)

インターネットを始めとした電気通信回線は、我々の生活に欠くことのできない社会基盤であることから、それらを安心して利用できるよう、パスワードの不正な利用やその譲渡といった不正アクセス行為の禁止について、平成 11 年に法制化（平成 23 年 6 月最終改正）。

(1) 総 則

この法律は、不正アクセス行為を禁止し、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪を防止し、アクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図ることによって、高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的としている（第 1 条）。

また、この法律では、以下の用語が定義されている（第 2 条）。

特定電子計算機	電気通信回線に接続している電子計算機
特定利用	電気通信回線を通じて行う特定電子計算機の利用
アクセス管理者	特定利用に係る特定電子計算機の動作を管理する者
識別符号	パスワード、指紋等バイオメトリクス情報、符号化された署名とそれらと組み合わせる利用する符号（ID 等）

アクセス制御機能 識別符号を用いて特定電子計算機の特定利用の制限を解除するもの

(2) 禁止行為

以下に示した①と②の不正アクセス行為が禁止されている他（第 3 条）、他人の識別符号を、利用可能な特定電子計算機が判明している状態で、無断で第三者に提供することも禁じられ

ている(第4条)。

- ① 他人の識別符号を用いて、アクセス制御機能により制限されている特定利用が可能になる状態にする行為(ID、パスワードの無断利用)
- ② 識別符号を用いずにアクセス制御機能を回避して、制限されている特定利用が可能になる状態にする行為(セキュリティホールを用いた攻撃)

(3) アクセス管理者による防御措置

アクセス管理者は識別符号を適正に管理するとともに、常にその有効性を検証し、必要に応じて速やかにその機能の高度化を行い、不正アクセス行為から防御するために必要な措置を講ずるよう努めることが定められている。(第5条)。

(4) 国、地方公共団体による援助や普及啓発活動

都道府県公安委員会は、アクセス管理者からの申し出に応じて、不正アクセス行為から防御するための応急措置が的確に講じられるよう必要な援助を行うこととされている(第5条)。

また、国家公安委員会、総務大臣、経済産業大臣は、不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発状況を年一回以上公表する他、防御に関する啓発及び知識の普及に努めることとされている(第7条)。

1-6-3 電子署名及び認証業務に関する法律(以下、「電子署名法」という)

(執筆者: 藤本昌彦)

電子署名法は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的に(第1条)、平成13年に法制化された。

(1) 電子署名法の枠組み

電子署名法の内容には、大きく分けて二つの柱となる規定が存在する。一つは、電磁的記録に本人による一定の電子署名が行われている場合に、成立の真正を推定する規定(民事訴訟法第228条第4項に相当するもの)である(第3条)。もう一つは、特定認証業務を行おうとする者は主務大臣の認定を受けられることができるという規定(第4条)であり、認定認証業務の電子署名に関して上記の推定規定が司法の場で適用されやすくなることを期待しつつ、国民に対して認証業務の信頼性の目安を設けようとする制度である。

(2) 電磁的記録の真正な成立の推定

民事訴訟法第231条により準用される同法第228条第1項によれば、準文書(情報を表すために作成された物件で文書でないもの)を証拠として用いるには、その成立の真正(当該準文書の内容が、証拠者の主張する特定人の意思に基づいて作成されたものであること)を証明しなければならない。そこで、電子署名が行われた電磁的記録を準文書として提出する場合にも、証拠調べを請求する者は、その成立の真正を証明しなければならないところである。民事訴訟法第228条第4項は私文書について本人の署名・押印があるときに当該私文書

の成立の真正を推定するものとしているところ、電子署名法第3条は、これと同じ趣旨の規定として、電磁的記録に記録された情報について一定の要件を満たす電子署名がされているときに当該電磁的記録の成立の真正を推定するものである。

(3) 特定認証業務に対する任意の認定制度

特定認証業務は、国民がネットワークを利用して情報のやり取りを行うに当たり、安心して電子署名を利用することができるよう、一定の技術的信頼性を有する電子署名に係る証明業務であるが、その前提として当該業務が信頼できるかどうか国民にとって重要となることから、認証業務の信頼性の目安となるよう、電子署名法第4条第1項において、主務大臣が認定を行うことができることとされている。市場の自由な発展を阻害しないため、認定は任意的なものとなっており、認定を受けなくても特定認証業務を行うことは可能である。また、認定の法的効果として、当該業務が認定を受けている旨の表示が可能となる(第13条第1項)。

1-6-4 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律

(執筆：柳島 智)

インターネットの普及に伴い、一般消費者によるネットワークを介した売買が一般化している。それまでの民法の規程では、このような取引について十分に消費者の保護を図ることが困難であったことから、平成13年に本法が法制化されたものである。

(1) 総 則

この法律は、消費者が行う電子消費者契約に錯誤があった場合及び隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合に関し民法の特例を定めている(第1条)。

また、本法では以下の用語が定義されている(第2条)。

電子消費者契約 消費者(個人)と事業者(法人または個人)が、電子計算機の画面を用いて、事業者の示す手順により締結される契約。

電子承諾通知 電子メール、ファクシミリ、テレックス、留守番電話への録音により行われる、申込みに対する承諾。

(2) 電子消費者契約に関する民法の特例

民法第95条では錯誤による契約は無効だが、消費者に重大な過失があった場合はこの限りでないとしている。この法律では、電子消費者契約においては、

- ① 消費者に契約する意思がなかった場合(例：間違っ て申込みボタンをクリックした)
- ② 消費者が品物や数量を誤って入力した場合

については、民法の特例として重大な過失とはみなさないこととしている。ただし、

- ① 事業者が消費者に対して、電子計算機の画面等により申込みの確認を求めた場合
- ② 消費者から確認を求める必要がない旨の意思表示があった場合

については、この特例は適用されないこととされている(第3条)。

(3) 電子承諾通知に関する民法の特例

民法第526条第1項では、遠隔地間の契約（電話やチャットのような対話によるものは遠隔地間の契約には当たらない）は申込みに対する承諾を發出したときに成立するとされているが、本法による電子承諾通知を発する場合には、その通知が到着したときをもって契約が成立したものとされる（第4条）。

1-6-5 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

（執筆者：柳島 智）

インターネットの利用が拡大するとともに、他人の権利を侵害する情報がネットワーク内を流通するケースが多くなっている。インターネットサービスを提供する電気通信事業者（プロバイダ）が、その提供するウェブページや電子掲示板に掲載される情報のすべてについてチェックし判断することは現実的ではないことから、平成13年の法制化により、プロバイダが十分な注意を払うことを条件に、その賠償責任について制限することとされたものである（略称プロバイダ責任制限法）。

また本法では、権利の侵害が早急に回復できるよう、電気通信事業法第4条第2項で定められている「電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない」ことにかかわらず、正当な理由がある場合には、発信者情報の開示を可能としている。

(1) 総 則

この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めている（第1条）。

また、本法では以下の用語を定義している（第2条）。

特定電気通信	不特定の者によって受信される電気通信（ウェブページや電子掲示板等）
特定電気通信設備	特定電気通信に用いられる電気通信設備
特定電気通信役務提供者	特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する者等（インターネットサービスプロバイダ、サーバーの管理運営者等）

(2) 損害賠償責任の制限

特定電気通信役務提供者は、以下の場合について賠償責任を負わないことが定められている（第3条）。

(a) 権利が侵害された者に対する責任の制限

特定電気通信役務提供者は、その提供する特定電気通信により他人の権利が侵害された場合であっても、その送信を防止することが技術的に可能であり、かつ、他人の権利が侵害されたことを知っていた場合（もしくは知り得る場合）でなければ、賠償の責任は負わない。

(b) 発信者に対する責任の制限

特定電気通信役務提供者は、特定通信の送信を防止した場合でも、その通信が他人の権利

を不当に侵害していると信じ得る理由があるか、または、侵害された者からの削除の申し出を送信者に連絡し7日間以内に同意しない旨の連絡がなかった場合には、発信者に生じた損害の賠償責任は負わない。

(3) 発信者情報の開示請求等

特定電気通信によって権利を侵害された者は、その送信により権利が侵害されたことが明らかであるか、または、損害賠償の請求に用いるなど正当な理由がある場合に限り、特定電気通信役務提供者に対し、発信者情報(氏名、住所、電子メールアドレス、IPアドレスなど)の開示を請求できる。

また、役務提供者は連絡が取れない場合などを除き、発信者に情報開示について意見を聴かなければならない。更に、(発信者が拒否した場合などで)役務提供者は情報を開示しないことで請求者に損害が生じて、故意または重大な過失がある場合でなければその損害の賠償責任を負わないとされている(第4条)。

1-6-6 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

(執筆: 柳島 智)

迷惑メールの増加が社会的問題になったことを受け、平成14年に、未承諾の広告メールであることや連絡先の表示の義務づけ、拒否者に対する送信の禁止、架空の電子メールアドレス(自動生成されたもの)への送信の禁止などからなる本法が制定された。

平成17年には、迷惑メールの送信が悪質化、巧妙化したことを受け、企業などへのメールを対象に追加、架空メールアドレスの対象の拡大(利用者がいないアドレス)、送信者情報の偽装の禁止などからなる改正が行われた。

また、平成20年には、迷惑メールが依然増加していることや、海外から送信される迷惑メールが増加していることを受け、あらかじめ同意された者以外への広告宣伝メールの送信の禁止(オプトイン方式)、同意を証する記録の保存、海外からの送信であっても国内の送信委託者に対する措置命令を可能とすること、外国の執行当局への情報提供を可能とすることなどの改正が行われた。

平成21年には、消費者庁の設置に伴い、内閣総理大臣による改善命令などが追加された(平成23年6月最終改正)。

(1) 総 則

この法律は、一時に多数の者に対して送信される特定電子メール(広告または宣伝のための電子メール)が送受信上の支障を生じていることから、その送信の適正化のための措置などを定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的として制定されている(第1条)。

(2) 特定電子メールの送信の制限

送信者は、予め特定電子メールの送信を受けることに同意していない者や、受信を拒否した者に対して、特定電子メールを送信してはならない旨定められている。また、送信者は当該同意を証する記録の保存が義務づけられている(第3条)。

更に、送信者情報を偽った特定電子メールの送信（第5条）や、営業のために多数の電子メールを送信する目的で、架空の電子メールアドレスに対して電子メールを送信することも禁止されている（第6条）。

(3) 表示義務等

特定電子メールの送信にあたっては、特定電子メールであること（件名に「未承諾広告※」と表示する）、送信者の氏名・名称及び住所、連絡先となる電子メールアドレス、URL、電話番号の表示が義務づけられている（第4条）。さらに、特定電子メールの送信者には、苦情・問合せなどに誠意をもって処理することが求められている（第9条）。

(4) 総務大臣、内閣総理大臣に対する申し出等

表示義務違反や送信情報を偽装した電子メールを受信した者、あるいは、拒否したにもかかわらず特定電子メールを受信した者は、総務大臣または内閣総理大臣に対して適切な措置をとるよう申し出ることができる。また電子メール事業者は、架空電子メールの送信を確認した場合、総務大臣または内閣総理大臣に対して適切な措置を取るよう申し出ることができる（第8条）。

総務大臣及び内閣総理大臣は、表示義務違反若しくは拒否者に対する送信を行っている者（送信を委託している者も含む）に対して、電子メールの送信方法を改善するよう命ずることができる（第7条）。また、総務大臣及び内閣総理大臣は、登録送信適正化機関（財団法人日本データ通信協会が登録されている）に、総務大臣または内閣総理大臣に対する申し出をしようとする者に対する指導・助言、事実関係についての調査などを行わせることができる（第14条）。

(5) 役務提供の拒否等

電気通信事業者は、送信者情報が偽装されたり、一時に多数の架空宛先に対する電子メールの送信がなされ、役務の円滑な提供に支障を生ずるおそれがある場合、必要な範囲において役務の提供を拒むことができる（第11条）。

電子メール事業者は、利用者に対して、迷惑メールを防止するための役務について情報提供するとともに、技術の開発・導入にも務めることが求められている（第10条）。

1-6-7 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律

（執筆者：柳島 智）

携帯電話やPHSが振り込め詐欺などの犯罪に利用される場合が多いことから、携帯電話の契約に際して本人確認を厳格に行い、不正な利用の防止を図ることを目的に（第1条）、平成17年に法制化された。

平成20年には、契約者特定記録媒体（いわゆるSIMカード）も携帯電話と同様に取り扱うこと、本人確認記録の作成・保管を義務付けることなどの改正が行われた（平成22年12月最終改正）。

(1) 契約締結時の本人確認義務等

携帯電話事業者（代理店を含む）は、利用者と契約を締結する際（または譲渡などにより名義を変更する場合（第5条））、運転免許証、登記事項証明書などにより、氏名、住所、生年月日（法人にあっては名称及び本店などの所在地）を確認することが求められる（第3条）。

携帯電話事業者は、本人確認記録を作成し、3年間保存しなければならない（第4条）。また、本人確認に応じない者に対する役務の提供を拒むことができる（第11条）。

(2) 契約者の確認

携帯電話が詐欺、恐喝などの犯罪に利用されたと認められる場合、携帯事業者は警察署長からの求めに応じて、契約者の確認を行うことができる（第8条、第9条）。

(3) 貸与業者の貸与時の本人確認義務

携帯電話を有償で貸与することを業とする者（貸与業者）は、運転免許証などにより本人確認をせずに携帯電話を貸与してはならない。貸与業者は、本人確認に関する記録を作成し、貸与が終了した日から3年間保存しなければならない（第10条）。

(4) 情報の提供及び国民の理解を深めるための措置

国家公安委員会は、携帯音声通信事業者に対し、本人確認情報の隠ぺいに係る手口に関する情報の提供を行う。国及び地方公共団体は、携帯電話の不正な利用の防止の重要性について国民の理解を深めるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない（第16条）。

(5) 他人名義の携帯電話の譲渡の禁止

他人名義の携帯電話をその他の者に譲渡することは禁止されている。また、その事情を承知した上で譲り受けることも禁じられている（第21条）。

1-6-8 特定商取引に関する法律

（執筆者：柳島 智）

訪問販売、通信販売、連鎖販売取引（マルチ商法）において消費者を保護することを目的として、昭和51年に、「訪問販売等に関する法律」が法制化された。その後、平成8年に電話勧誘販売が、平成11年にエステティックサロンや語学教室などの役務提供が規制の対象として追加され、平成12年に内職・モニター商法が追加されたことを受け、「特定商取引に関する法律」に法律名が改正された（平成23年6月最終改正）。

(1) 総 則

この法律は、特定商取引を公正にし、購入者などの損害の防止を図ることにより、購入者などの利益を保護し、あわせて商品などの流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている（第1条）。

また、特定商取引として以下の6種類の業態が定められている。

(a) 訪問販売（第2条第1項）

① 営業所等以外の場所において販売または契約を行うもの

- ② 営業所など以外の場所において呼び止め営業所などに同行させた者に販売または契約を行うもの（キャッチセールス）
- ③ 目的を告げずに営業所などに呼び出した者に販売または契約を行うもの（アポイントセールス）
- (b) 通信販売（第2条第2項）
郵便・電話・ファックス・インターネットなどにより申込みを受け、販売または契約を行うもの（電話勧誘販売を除く）
- (c) 電話勧誘販売（第2条第3項）
電話をかけ、または電話をかけさせることにより勧誘し、販売または契約を行うもの
- (d) 連鎖販売取引（第33条）
商品の販売や役務の提供による利益の一部が得られることをもって販売員を勧誘し、その販売員に商品を販売しまたは役務の提供の斡旋を行わせるもの（いわゆるマルチ商法）
- (e) 特定継続的役務提供に係る取引（第41条）
身体の美化または知識・技能の向上などを実現させる役務（実現するかどうかが確実でないもの）を継続的に提供するもの（エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚紹介の6役務が対象）
- (f) 業務提供誘引販売取引（第51条）
商品の販売や役務の提供を行う業務に従事することにより利益が得られることをもって勧誘し、その者に対して業務に必要であるとして商品の販売や役務の提供を行うもの。

(2) 規制の概要

特定商取引の業態ごとに、以下の表のような規制が定められている。

		訪問販売	通信販売	電話勧誘販売	連鎖販売取引	特定継続的役務提供取引	業務提供誘引販売取引
氏名等の明示	事業者等は勧誘に際し、その氏名・名称、商品等の種類、販売・勧誘の目的であることを明らかにしなければならない。	3条		16条	33条の2		51条の2
書面の交付	売買契約又は申込みを受けときは、商品等の種類、価格、支払い方法、提供時期、事業者名等の重要事項を記載した書面を交付しなければならない	4条 申込み 5条 契約		18条 申込み 19条 契約	37条 契約	42条 契約	55条 契約
	(前払いでかつ、引き渡しに時間を要する商品等の場合)		13条	20条			

		訪問販売	通信販売	電話勧誘販売	連鎖販売取引	特定継続的役務提供取引	業務提供誘引販売取引
禁止行為	商品等の種類、性能、品質、権利、価格等について虚偽のことを告げてはならない。また、故意に事実を告げない行為をしてはならない。更に、商品の販売や申込みの撤回に際して威迫して困惑させてはならない。	6 条		21 条	34 条	44 条	52 条
	販売目的であることを告げずに公衆の出入りがない場所に同行させた者に対して、販売・契約の勧誘を行ってはならない。	6 条			34 条		52 条
	契約を締結しない旨の意思表示した者に対し、再度当該契約の勧誘をしてはならない。	3 条の 2		17 条			
意に反する契約行為の回避措置	顧客の意に反して売買契約等の申込みをさせようとしている販売業者に対し、主務大臣は必要な措置をとるよう指示することができる。(クリックすることが契約の申込みになる旨表記されていない場合など)		14 条				
書類の備付け	前払金額が 5 万円を超える役務の提供を行う事業者は、業務及び財産の状況を記載した書類を備え置けなければならない。					45 条	
申込み・契約の撤回 (クーリングオフ)	申込み及び契約は、その書面を受け取った日から 8 日以内であれば、違約金を支払うことなく撤回や解除をすることができる。ただし、化粧品などを消費してしまった場合は対象にならない。 また、事実と異なることを告げられ、または威圧されたため、誤認・困惑して契約などの意思表示を行った場合は、クーリングオフ期間後であっても取り消すことができる。	9 条 9 条の 3	15 条の 2	24 条 24 条の 2	40 条 ただしクーリングオフ期間は 20 日以内 40 条の 3	48 条 49 条の 2	58 条 ただしクーリングオフ期間は 20 日以内 58 条の 2
過量販売の申込み・契約の撤回	日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品等に係る申込み及び契約は、1 年以内であれば撤回・解除をすることができる。	9 条の 2					
契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限	クーリングオフ期間以降に中途解約を行う場合でも、当該商品の通常の使用料や提供された当該役務の対価等に相当する金額を超える請求をすることはできない。	10 条		25 条	40 条の 2	49 条	58 条の 3

		訪問販売	通信販売	電話勧誘販売	連鎖販売取引	特定継続的役務提供取引	業務提供誘引販売取引
広告への記載事項	商品・役務の種類、価格、支払い方法、提供時期、事業者名、電磁的方法による広告の拒否方法などの重要事項を表示しなければならない。		11 条		35 条		53 条
誇大広告等の禁止	著しく事実と相違する表示をし、または実際のものよりも著しく優良であり、もしくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。		12 条		36 条	43 条	54 条
	希望しない者に対し、電磁的方法による広告の提供を行ってはならない。		12 条の 3, 4		36 条の 3		54 条の 3
適格消費者団体*による差止請求	事業者が、虚偽の通知、事実の非通知、威圧による困惑、不利な特約の締結を不特定多数の者に行いまたは行う恐れがあるときは、適格消費者団体が停止・予防などの措置をとるよう請求できる。	58 条の 4	58 条の 5	58 条の 6	58 条の 7	58 条の 8	58 条の 9

* 適格消費者団体として、NPO 法人消費者機構日本、社団法人全国消費生活相談員協会等が認定

(3) 契約のない商品の送付に係る権利の消失

販売業者が、申込み・契約がないまま商品を送付した後、14 日以内に送付の相手から承諾を得られず、かつ、商品の引取りをしない場合、その商品の返還を請求できない(第 59 条)。

(4) 特定商取引適正化業務を行う法人の指定

特定商取引により購入者などの利益が害される恐れがある場合に、主務大臣にその内容を申し出て、適切な対応を求めることができる(第 60 条)。この申請をしようとする者をサポートするほか、必要な調査を行うことができる法人を、主務大臣は特定商取引適正化業務を行う者として指定することができる(第 61 条、現在、財団法人日本産業協会が指定されている)。

(5) 訪問販売協会による購入者等の利益の保護

訪問販売に係る取引を公正にし、購入者などの利益を保護することなどを目的に設置された一般社団法人(訪問販売協会)は、会員に対して購入者などから苦情があったときは、その相談に応じ必要な助言をし、事情を調査し、会員に対して迅速な処理を求めなければならない。

また、訪問販売協会は、売買契約などの解除、取消しに伴い、会員から返還すべき金銭が返還されない場合に、一定額の金銭を購入者などに交付する業務を行う(第 29 条の 2)。

1-6-9 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律

(執筆者：杉浦 誠，竹内芳明)

(1) 概 説

我が国は、適合性評価手続の結果を外国と相互に承認することが我が国と外国との間の市場進出及び国内の経済活動を促進する上で重要な手段であることなどに鑑み、相互承認協定の締結を進めている。

相互承認協定とは、機器及び製品を一方の締約国で販売、使用などする際に当該一方の締約国の法令により求められる技術基準への適合性を確認するために行う検査・認証などの手続について、他方の締約国の適合性評価機関で実施して、その結果を一方の締約国が受け入れることを相互に定めることを内容とする国際約束である。

我が国は、現在、欧州共同体、シンガポール共和国及びアメリカ合衆国との間で電気通信機器または電気製品に係る相互承認協定を締結しており、これらの協定の適確な実施が確保できるよう、我が国の適合性評価機関が外国向けの適合性評価事業を実施するための認定手続及び外国の適合性評価機関が行った我が国向けの適合性評価手続の結果を受け入れるための特例措置などを規定する「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成 13 年法律第 111 号）」を定めている。

(2) 総 則

この法律は、相互承認協定の適確な実施を確保するため、国外適合性評価事業の実施に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定めるなどの措置を講じ、もって特定機器に係る製造、輸出入、販売その他の事業活動の円滑化に資することを目的とする（第 1 条）。

また、「相互承認協定」を、我が国が締結する条約その他の国際約束のうち、我が国と我が国以外の締約国が、適合性評価手続の結果を相互に受け入れることを内容とするものであって、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令^{*1}で定めるものと定義し、将来新たな国との間で締結される相互承認協定についても政令改正により迅速に適確な実施を確保することが可能となっている（第 2 条）。

(3) 国外適合性評価事業の認定

我が国の適合性評価機関が相互承認協定に規定する外国の関係法令などに従った適合性評価事業を実施できるようにするため、国外適合性評価事業を行おうとする者は、国外適合性評価事業の区分に従い、主務大臣の認定を受けることができることとし、また、主務大臣は当該認定を受けた適合性評価機関に対して所要の監督を行うことができることとしている（第 3 条～第 13 条）。

(4) 指定調査機関

主務大臣は、認定のために必要な国外適合性評価事業の実施に係る体制についての実地の

^{*1} 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成 13 年政令第 355 号）

調査の全部または一部を、その指定する者（指定調査機関）に行わせることができることとし、指定調査機関に関する所要の規定を設けている（第 14 条～第 28 条）。

(5) 電気通信事業法等の特例

外国の適合性評価機関であって、相互承認協定の規定により外国の指定当局が行う指定及び登録を受けた登録外国適合性評価機関が、我が国の法令に基づき実施した適合性評価手続の結果を我が国が受け入れるため、電気通信事業法などの特例を定めている。

電気通信機器に関して、具体的には、登録外国適合性評価機関が端末機器について技術基準適合認定を行った場合には当該技術基準適合認定を電気通信事業法に規定する登録認定機関がした技術基準適合認定と、特定無線設備について技術基準適合証明を行った場合には当該技術基準適合証明を電波法に規定する登録証明機関がした技術基準適合証明とみなして、それぞれ電気通信事業法及び電波法の規定を適用するなど、登録外国適合性評価機関が実施した適合性評価手続の結果についても我が国の適合性評価機関が実施した適合性評価手続の結果と同様に扱うこととしている（第 29 条～第 35 条）。

(6) 雑 則

認定適合性評価機関などに対する報告徴収、立入検査及び相互承認協定の規定による合同委員会の合同検証ならびにこの法律における主務大臣などについて所要の規定を設けている（第 36 条～第 44 条）。

(7) 罰 則

本法の規定によらずに本法に規定する標章を国外適合性評価事業に係る証明書に付した者は処罰されるものとするその他必要な処罰規定を設けている（第 45 条～第 52 条）。

1-6-10 情報処理の促進に関する法律

（執筆者：柳島 智）

この法律は、電子計算機の高度利用やプログラムの開発の促進、プログラムの流通の円滑化、情報処理サービス業の育成などを行い、情報化社会に的確に対応することを目的に（第 1 条）昭和 45 年に法制化された。本法により、高度計算機利用高度化計画が策定されるとともに、独立行政法人情報処理推進機構を設置して上記の取り組み及びその一環として人材育成、情報処理技術者試験を実施することが定められている（平成 22 年 5 月最終改正）。

(1) 電子計算機利用高度化計画等の策定

経済産業大臣及び総務大臣（電気通信に係るプログラムの開発部分に限る）は、以下の事項について電子計算機利用高度化計画を定めることとされている（第 3 条）。

- ① 情報処理の振興を図るため利用を特に促進する必要がある電子計算機の設置目標
- ② 情報処理の振興を図るため開発を特に促進する必要がある、かつ、広く利用される種類のプログラムの開発目標

また、電子計算機を利用する事業を所管する大臣は、事業者が広く連携して当該事業における電子計算機の効率的な利用を図ることが必要であると認めるときは、電子計算機の利用

の態様，その実施の方法及びその実施に当たって配慮すべき事項に関する指針（電子計算機の連携利用に関する指針）を定めることとされている（第4条）。

(2) 独立行政法人情報処理推進機構の設置

独立行政法人情報処理推進機構は，情報処理の高度化を推進することを目的とし，以下の業務を行う（第10条，第20条）。

- ① プログラムの開発及びその普及(情報処理を行う者の利便性の向上または情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラムであって，その開発を特に促進する必要がある，企業などが自ら開発することが困難なもの)
- ② 金融機関からの借りに係る債務保証(電子計算機の導入(情報処理サービス業者などに限る)，プログラムの開発及び開発に携わる者の技術の向上に必要な資金の借りに対象)
- ③ 情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るための，情報処理システムに関する技術上の評価
- ④ 情報処理に関する調査を行い，その成果を普及すること
- ⑤ 情報関連人材育成事業(情報処理に関して必要な知識及び技能の向上を図る事業であって，プログラムの作成または電子計算機の利用に係る能力を開発し，向上させるもの)を行う新事業支援機関に対し，必要な教材を開発し提供するほか，事業の実施に関する指導及び助言を行うこと
- ⑥ 情報処理技術者試験に係る事務

■13 群 - 3 編 - 1 章**1-7 振興・技術開発関係法規****1-7-1 IT 社会構築関係法規**

(執筆者：藤本昌彦)

情報通信の振興や技術開発の推進のための法律として、高度通信施設の整備を支援する「電気通信基盤充実臨時措置法」、通信・放送共同事業を支援する「特定通信・放送開発事業実施円滑化法」、公共の電気通信システム開発を支援する「特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律」、通信・放送融合技術の開発を支援する「通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律」、高度テレビジョン放送施設の整備を支援する「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法」、通信・放送における身体障害者の利便性向上を図る「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」が施行されている。

1-7-2 電気通信基盤充実臨時措置法

(執筆者：柳島 智)

この法律は、高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備を促進することにより、電気通信基盤の充実を図り、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的として（第1条）、平成3年に法制化された。

総務大臣は、この目的のため、施設整備事業の実施に関する基本指針を定め（第3条）、施設整備事業に係る事業者の実施計画を認定する（第4条）こととされている。認定を受けた事業者は、独立行政法人情報通信研究機構から債務保証を受けられる（第6条）他、税制上の支援を受けることもできる。

なお、本法は5年ごとに延長され、現在、平成28年に廃止されることになっている。

(1) 機構による施設整備事業の推進

計画の認定を受けた者は、独立行政法人情報通信研究機構から、以下の機器について債務保証（必要な資金を調達するための社債、借入れに係る債務の保証）を受けることができる（第6条）。

① 高度通信施設

- ・ 光ファイバケーブル
- ・ 同期デジタル伝送装置
- ・ 端末系光端局装置（SLT など）
- ・ 光端末回線装置（ONU など）
- ・ 網内ルーター
- ・ 波長分割多重化装置（WDM）
- ・ デジタル加入者回線多重化装置（DSLAM）
- ・ デジタル加入者回線信号分離装置（スプリッタ）
- ・ デジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備

- ・無線アクセス通信用無線設備
- ・無線アクセス通信用回線接続装置
- ・ケーブルモデム
- ・衛星インターネット通信用無線設備
- ・通信網制御装置
- ・複合通信用交換機
- ・複合通信変換装置
- ・IPv6 対応ルーター
- ・マルチサービス対応光伝送装置
- ・帯域制御型伝送装置
- ・電気通信事業者用 IP アドレス変換装置 (NAT)
- ・IPv4/IPv6 トランスレーター
- ・IPv6 対応 VoIP サーバー
- ・IPv6 対応ネットワーク管理装置
- ・サーバー用の電子計算機

② 信頼性向上施設

- ・回線切替装置
- ・電気通信システム遠隔監視設備
- ・非常用無線装置
- ・非常用電源装置
- ・コンピュータウイルス監視装置
- ・高信頼伝送装置
- ・経路最適化装置
- ・高品質相互接続装置
- ・携帯電話用車載基地局
- ・とう道
- ・高信頼管路設備

③ 高度有線テレビジョン放送施設

- ・光ファイバケーブル
- ・デジタル送信用光伝送装置
- ・受信用光伝送装置
- ・デジタル放送番組送出装置

(2) 計画の認定を受けた者への税制支援

計画の認定を受けた者は、条件不利地域（過疎地域、離島など）に設置される以下の設備について、法人税（15%の特別償却）、固定資産税（取得後3年間の課税標準を3/4）の減免を受けることができる（租税特別措置法、地方税法による）。

- ・サーバー用の電子計算機
- ・サーバー用のオペレーティングシステム
- ・加入者系光ファイバケーブル

- ・ファイアウォール装置
- ・ルーターまたはスイッチ

1-7-3 特定通信・放送開発事業実施円滑化法

(執筆: 藤本昌彦)

この法律は、社会経済の情報化の進展に伴い国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることにかんがみ、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に必要な措置を講ずることなどにより、新たな通信・放送事業分野の開拓などを通じて電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もって我が国における情報化の均衡ある発展に資することを目的に（第1条）、平成2年に法制化された。

(1) 用語の定義

この法律では、以下の用語が定義されている（第2条）。

通信・放送事業分野	電気通信業または放送業に属する事業分野
特定通信・放送開発事業	通信・放送新規事業及び地域通信・放送開発事業
通信・放送新規事業	通信・放送事業分野に属する事業のうち、新たな役務を提供する事業または新技術を用いて役務の提供の方式を改善する事業
地域通信・放送開発事業	通信・放送事業分野に属する事業のうち、電気通信の高度化が進展していないため社会経済の情報化に即応した諸活動の円滑な実施に支障を生じている地域において行われる電気通信の高度化に資する事業

(2) 実施指針

総務大臣は、電気通信による情報の円滑な流通の促進を図るため、特定通信・放送開発事業の実施に関する指針を定めなければならないと規定している（第3条）。

(3) 独立行政法人情報通信研究機構による特定通信・放送開発事業の推進

通信・放送新規事業を実施しようとする者は、事業の内容、場所、次期、資金などを記載した実施計画を総務大臣に提出して、認定を受けることができる（第4条）。計画の認定を受けた者は、独立行政法人情報通信研究機構から、以下の支援を受けることができる（第6条）。

(a) 債務保証（第6条第1号）

認定計画に係る通信・放送新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務を保証

(b) 資金の出資（第6条第2号）

認定計画に係る通信・放送新規事業の実施に必要な資金を出資

(c) 助成金の交付（第6条第3号）

通信・放送新規事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付

(d) 利子補給金の支給（第6条第4号）

総務大臣及び財務大臣が指定する金融機関（日本政策投資銀行など）が行う地域通信・

放送開発事業の実施に必要な資金の貸付けについて、当該金融機関に対し、利子補給金を支給

1-7-4 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（以下、「システム法」という）

（執筆者：藤本昌彦）

システム法は、独立行政法人情報通信研究機構（機構）に、特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研究開発の総合的な実施ならびにその成果の普及の業務を行わせるための措置を講ずることにより、特定公共電気通信システムの開発の促進を図り、もって高度情報通信社会の構築に資することを目的に（第1条）、平成10年に法制化された。

(1) 用語の定義

システム法では、国または地方公共団体の業務その他公共性を有する業務の用に供する電気通信システムのうち、無線局免許関係行政事務、学校教育における視覚教育、漁船の操業の状況、陸上運送、警察通信などに関する機能のうちいずれか一の機能を有するものであって、これらの業務の利便性を効果的に高めるものを「特定公共電気通信システム」として定義している（第2条）。

(2) 基本方針

主務大臣は、特定公共電気通信システムの開発に必要な技術に関する内外における研究開発の動向を勘案して、(独)情報通信研究機構（以下、「機構」という）に行わせる業務について、その実施のための基本方針を定めまたは変更しようとするときは、これを機構に指示するとともに、公表しなければならないと規定している（第3条）。

(3) 機構による特定公共電気通信システムの開発

機構は、この法律の目的を達成するため、前条の規定に基づいて主務大臣が定める基本方針に従って、次の業務を行うものと規定している（第4条）。

- 一 特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術、学校教育、農業、運送関係行政事務などの技術に関する研究開発とを一体的に実施すること。
- 二 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(4) 試験研究機関の協力等

機構は、第四条第一号に掲げる業務に関し、総務省、文部科学省、農林水産省もしくは国土交通省（総務省など）の試験研究機関もしくは総務省などの所管に係る独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人（研究開発の業務を行うものに限る）または警察庁の附属機関に対して、必要な助言及び協力を求めることができると規定している（第6条）。

1-7-5 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律

(執筆者：奥 英之)

(1) 目的 (第1条)

この法律は、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という）に、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する支援に関する業務を行わせるための措置を講ずることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的とする。

(2) 定義 (第2条)

通信・放送融合技術

インターネットを利用する電気通信の送信の役務及びデジタル信号による送信をする放送の役務を合わせ利用することができるようにするための基盤技術

通信・放送融合技術開発システム

通信・放送融合技術の開発に必要な相当の規模の電気通信システム及びこれに係るプログラム

(3) 基本方針 (第3条)

総務大臣は、通信・放送融合技術の開発の促進を図るための基本方針を定めなければならない。

(4) 機構による通信・放送融合技術の開発の支援 (第4条)

機構は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、次の業務を行う。

- ① 通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金を交付すること。
- ② 通信・放送融合技術開発システムを整備し、通信・放送融合技術の開発を行う者の共用に供すること。

なお、本法に基づく支援事業は既に終了している。

1-7-6 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法

(執筆者：奥 英之)

(1) 目的 (第1条)

この法律は、高度テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を講ずることにより、デジタル信号による送信をするテレビジョン放送の早期の普及を図り、もって高度情報通信社会の構築に寄与することを目的とする。

(2) 基本方針 (第3条)

総務大臣は、デジタル信号による送信をするテレビジョン放送の早期の普及を図るため、高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に関する基本的な指針を定めなければならない。

(3) 実施計画の認定 (第4条)

高度テレビジョン放送施設整備事業を実施しようとする者（当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む）は、当該事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という）を

作成し、これを総務大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

(4) 機構による高度テレビジョン放送施設整備事業の推進（第6条）

計画の認定を受けた者は、独立行政法人情報通信研究機構から、計画に係る高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を受けることができる。

(5) 計画の認定を受けた者への税制支援（地方税法）

計画の認定を受けた者は、認定計画に係る設備などについて、固定資産税の減免を受けることができる。

1-7-7 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律

（執筆：藤本昌彦）

この法律は、社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることにかんがみ、通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進するための措置を講ずることにより、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図り、もって情報化の均衡ある発展に資することを目的に（第1条）、平成5年に法制化された。

(1) 用語の定義

この法律では、以下の用語が定義されている（第2条）。

- | | |
|-------------------|--|
| 通信・放送役務 | 電気通信役務ならびに放送及び有線放送の役務 |
| 解説番組 | テレビジョン放送において送られる静止し、または移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組 |
| 字幕番組 | テレビジョン放送において送られる音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字または図形を見ることができる放送番組 |
| 通信・放送身体障害者利用円滑化事業 | 次に掲げる業務を行う事業であつて、身体上の障害のため通信・放送役務を利用するのに支障のある者が当該通信・放送役務を円滑に利用できるようにするためのもので、身体障害者の利便の増進に著しく寄与するもの <ol style="list-style-type: none"> ① 通信・放送役務を提供し、または開発する業務 ② 通信・放送役務を提供するための電気通信設備に付随する工作物を設置する業務 ③ 解説番組、字幕番組その他の放送または有線放送の放送番組を制作する業務 |

(2) **基本指針**

総務大臣は、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図るため、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な方針を定めなければならないと規定している（第3条）。

(3) **独立行政法人情報通信研究機構による通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進**

独立行政法人情報通信研究機構は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行っている（第4条）。

(a) **助成金の交付**（第4条第1号）

通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付

(b) **情報提供**（第4条第2号）

通信・放送身体障害者利用円滑化事業に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、ならびに照会及び相談に応ずる。